

税制調査会（第2回総会）議事録

日 時：令和6年5月13日（月）14時30分～16時37分

場 所：WEB会議（財務省第3特別会議室を含む）

○翁会長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第2回「税制調査会」を開会いたします。

本日の出席者一覧は、お手元にお配りしているとおりにとなります。オンラインで御出席の方につきましても接続が確認できております。

オンラインで御出席の方におかれましては、会議の途中で通信など支障が生じましたら、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡いただければと思います。

なお、プレスの方々には別室にて当会議の様子を御覧いただくこととしております。また、総会に関しては、これまでと同様にインターネットでの中継も行っておりますので、どうぞお含みおきください。

それでは、議事に入りたいと思います。

本年1月に岸田総理大臣から諮問を頂戴した後、今回が実質的な初会議となります。

「経済社会の構造変化等について」という議題を置かせておりますけれども、本日は委員の皆様から広く御知見、御見識などを賜るセッションとして開催させていただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ここで、カメラの皆様は御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○翁会長

それでは、議題を進めたいと思います。

冒頭に申し上げましたとおり、政府税調の新体制が発足した後、実質的な初会議となりますので、委員の皆様方から御意見をいただきながら、皆様方それぞれの御知見や問題意識などを共有できればと思っております。

なお、御発言いただく際の参考にしていただければと思ひまして、昨年、政府税調で取りまとめられた答申にも記載しております経済社会の構造変化に関連する内容を中心に幅広く資料を用意させていただきました。

委員の皆様には事務局から事前に送付させていただきましたが、まず当該資料について事務局から簡潔に御紹介をいただいた上で皆様から御意見を賜ればと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速でございますが、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

財務省主税局末光調査課長、総務省自治税務局山口企画課長、どうぞよろしく願いいたします。

○末光主税局調査課長

主税局調査課長の末光です。

お手元の資料、総2-1「経済社会の構造変化等について」に沿って御説明いたします。

1 ページ目、本年1月の第1回総会で総理から御覧の諮問をいただいております。

2 ページと3 ページは、昨年6月に前体制の税制調査会の下で取りまとめられた答申「わが国税制の現状と課題」の概要です。

第1部で租税に関する基本的考え方や経済社会の構造変化について、3ページの第2部では個別税目の現状と課題について記載されております。

次のページ以降は第1部の項目立てに沿いつつ、経済社会の構造変化の実態について事務局で改めて整理をした内容を御説明いたします。

4 ページ、日本の総人口は2008年をピークに減少に転じており、他国に類を見ない速度で高齢化と少子化が進展し、人口が減少していく見通しです。

5 ページ、0～14歳の人口を15～64歳の人口で割った比である年少人口指数と65歳以上の人口について同様の割り算をした比である老年人口指数の合計、青い線は高齢化と少子化を背景に一貫して増加傾向にあります。

6 ページ、少子化対策が政府全体の取組として位置づけられ、各般の取組が進められている中で、赤い合計特殊出生率は2005年の1.26をボトムに一定程度回復していますが、近年再び低下しており、婚姻率についても低下傾向にあります。

7 ページ、日常生活に制限のない期間、いわゆる健康寿命は延伸し、平均寿命と比較しても伸びが大きくなっており、例えば健康寿命は平成22年から令和元年で男性2.26年、女性1.76年、伸びています。

8 ページ、労働力人口に占める65歳以上の比率は上昇しており、2023年度で13.4%となっています。

9 ページ、高齢者の就業率の推移を見ますと、2010年の就業率に比べ、60～64歳、65～69歳、70～74歳、75歳以上の各年齢層のいずれも上昇傾向にあります。

10 ページ、平成に入り、全体の雇用者数が緩やかな増加を続ける中で、そのペースを上回って非正規雇用が増大しています。女性や高齢者全体の労働参加が進む一方で、非正規の形での労働参加が相対的に多くなっています。

11 ページ、左の図のように、共働き世帯は年々増加しています。男性雇用者がいる世帯に占める共働き世帯の割合は1990年代には専業主婦世帯を逆転し、2023年には72%にまで上昇しています。右の図のように25～34歳の女性がいる共働き世帯の伸びが顕著です。

12 ページ、女性の年齢別労働力については、かつては20代後半から40代前半が低い、いわゆるM字カーブ状態にありましたが、女性の就労拡大や結婚・出産時期の分散に伴ってそのカーブも年々緩やかとなっております。

13ページ、農林漁業や製造業などの自営業者は減少していますが、雇用者でないものの使用従属性が高い働き方をする、いわゆるフリーランスの割合が上昇しています。これらの動きにより、雇われない働き方が拡大し、雇用全体の流動化も進んでいます。

14ページ、勤続年数については、左上の図のように日本は他国よりも長いものの、近年、左下の図のように特に男性は低下傾向にあります。また、右の図のように転職者数及び転職者比率はコロナ禍で落ち込みましたが再び増加傾向にあります。

15ページ、国際収支の動向についてです。まず、左の図、経常収支については、黒字の主因が貿易収支から所得収支へと変化してきています。海外現地法人を通じた海外での設備投資や海外企業に対するM&Aが著しく増加した結果、右上の図のように日本の企業の対外直接投資は増加傾向にあります。右下の図のサービス収支については、好調なインバウンドを背景に旅行収支の黒字が2023年には過去最大規模となっている一方、デジタル分野などでは赤字が拡大しています。

16ページ、企業の動きについてです。企業の内部留保（利益剰余金）と現金・預金等については、名目GDPは伸び悩んでいる中でいずれも増加傾向にあります。

17ページ、左の図のように中長期的に見ると黄色い海外の設備投資が増加傾向である一方、青い国内設備投資は横ばいで推移しています。また、右の図のように平均賃金の伸びは国際的に大きく後れを取ってきました。

18ページ、無形資産投資全体の水準は諸外国に比べて低水準となっています。特に無形資産投資のうち、右下の図のように人的投資を含む経済的競争力投資は非常に低位で推移しております。

19ページ、足元の賃上げの動きですが、連合の調査によれば、2024年の春闘における第5回集計の賃金引上げ率は全体で5.17%、中小企業で4.66%となっており、昨年の数字を上回っています。

20ページ、賃金の上昇には労働生産性の高まりが重要ですが、企業規模別に見ますと左の図のように業種にかかわらず企業規模が大きくなるにつれて労働生産性が高くなっています。この点、右の図のように建設業や情報通信業、卸売業では、大企業と中小企業の労働生産性の格差が大きい一方、小売業や宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業では大企業も含め業種全体での労働生産性が低いこともあり、企業規模間の格差は比較的小さくなっています。

21ページ、日本の開業率や倒産・廃業率などはいずれも諸外国に比べて低い水準となっています。

22ページ、こうした中で、スタートアップ企業については、日本経済を牽引する新たなグローバル産業を創出する可能性を秘めており、スタートアップエコシステム全体の底上げが不可欠であると考えられます。

23ページ、続いて、経済のデジタル化についてです。通信インフラの高度化やデジタルサービスの多様化等に伴い、データ流通も進展しています。

24ページ、インターネットやスマートフォンの普及などにより、情報の取得手段やコミュニケーション手段が急速に発展しています。また、IoT機器の台頭など、国民生活におけるデジタル機器の利活用については時々刻々と変化してきています。

25ページ、左の表のように約30年前は世界の時価総額上位の過半数を製造業が占めていましたが、右の表のように直近ではGAFAM等のデジタルプラットフォーマーが上位の過半数を占めています。

26ページ、商品の購入や金融等の様々な取引はオンラインで行うことが増加しています。特にコロナ以降は外出の自粛要請などの影響もあってECの市場規模も拡大しています。

27ページ、次に、格差をめぐる状況についてです。まず、所得の格差について、ジニ係数の変化を時系列で見ますと、当初所得ではおおむね上昇傾向にあります。社会保障や税などによる再分配効果の結果、再分配所得ではほぼ横ばいで推移しています。

28ページ、世帯員の年齢階級別にジニ係数を見ると、等価当初所得は55歳未満ではおおむね0.3~0.4程度で安定していますが、55歳以上では0.4を超え、年齢が上がるにつれて徐々に上昇しています。一方で、等価再分配所得はいずれの年齢階級でも0.3程度と安定しています。

29ページ、家計で保有する金融資産のうち、世帯主年齢が60歳以上の世帯の保有する割合が増加しており、2019年には63.5%となっています。

30ページ、高齢世帯内の金融資産を見ると、左の単身世帯、右の夫婦世帯のいずれも最も資産の少ない450万円未満の層と最も資産の多い3000万円以上の層の割合は高く、資産保有が二極化しています。

31ページ、相続の状況について、被相続人は高齢化してきており、相続人も右側のグラフのように50歳以上の割合が約8割となっています。相続による若年世代への資産移転が進みにくい、いわゆる老老相続の状態になります。

32ページ、資本所得の分布に係る分析によると、上位0.3%の者、すなわち、資本所得1000万円以上を保有する者が総額のうち53%（約3.9兆円）を得ているといった偏りが見られます。100万円弱から100億円前後の範囲では、所得の分布に大きな格差が認められる結果となっています。

33ページ、申告納税者の所得税負担率について、高所得者層ほど所得に占める株式等や土地建物の譲渡所得の割合が高いことから、実線のように高所得者層で所得税の負担率は低下しています。点線のように高所得者層になればなるほど株式等の譲渡所得等の占める割合が高くなっています。

34ページ、次に気候変動問題への対応です。政府はこれまでに2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことや、2030年度に温室効果ガスを2013年度比で46%削減し、さらに50%の高みに向けた挑戦を継続

することなどを表明しました。2022年度までに2013年度比でマイナス22.9%、3.2億トンの削減がなされましたが、引き続き目標達成のための取組を進めていく必要があります。

35ページ、カーボンニュートラルの達成を目指すとともに、エネルギーの安定供給を確保するため、GX（グリーントランスフォーメーション）に向けた取組が進められています。昨年2月にはGXに関する政府の基本的な考え方を取りまとめた基本方針が閣議決定されています。

36ページ、安全保障環境についてです。日本は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しています。日本周辺では軍備増強が急速に進展し、ロシアのウクライナ侵略など力による一方的な現状変更の圧力が強まっています。

○山口自治税務局企画課長

総務省自治税務局の山口でございます。

ここから地域社会の変化の項目について私から御説明いたします。

37ページの地域人口の推移でございます。

こちら、地域の区分ごとに今後の人口推移を予測したものでございますが、特に過疎地域の市町村などでは急速に人口減少が進むというように予測をされております。

38ページをお願いいたします。

こうした中での地方創生の取組でございますが、令和5年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定いたしまして、デジタル技術を活用して地方活性化の加速を目指すというような方針が示されております。

39ページをお願いいたします。

地域DXの推進でございます。地域DX推進計画に基づきまして、こちら、表の左側にありますように自治体での窓口等でのDX改革といったような取組、あるいは右側のほうは地域社会DXということで、地域が抱える様々な課題についてDXを活用した解決に向けた取組が進められているということでございます。

40ページをお願いいたします。

地方財政計画の歳出の推移ということで、この後に国の税収動向等について主税局から御説明があるかと思いますが、地方の関係でございます。まず地方財政計画の歳出の推移でございますが、近年、やはり少子高齢化の進展等に伴いまして社会保障関係費が非常に大きくなっているということでございます。こちらは投資的経費を圧縮いたしますとともに人件費関係を抑制する中で何とか捻出をしてくれているところがございますが、かなり厳しい状況に来ているということでございます。

41ページでございます。

こうした中で地方が地域の実情に応じた取組を進めていくためには地方の一般財源の総額を確保していくということが重要でございます。近年は地方税、国税とも割と税収が堅調でありますので、臨時財政対策債という、いわゆる赤字地方債に頼る部

分、小さくなっておりますが、例えば平成20年頃のリーマン・ショック後のときにはかなり臨時財政対策債に頼って地方一般財源総額を確保していたというような時代もございました。

42ページをお願いいたします。

こちら、地方の借入金残高の状況ということでございまして、平成20年代、おおむね全体として200兆円前後で推移をしてまいりました。近年、多少この残高、減少してきているところではございますけれども、やはり構造的には非常に厳しい財政状況にあるということが言えるかと思えます。

○末光主税局調査課長

では、43ページです。次に、日本の財政状況についてです。日本の財政は歳出が税収を上回る状況が続いており、その差は借金、すなわち財政法第4条第1項ただし書に基づいて発行される建設公債と、それでも足らざる場合に特別な法律によって発行される特例公債によって賄われています。

44ページ、棒グラフにありますとおり、普通国債残高は1000兆円を超えています。赤い実線が金利の推移を表していますが、この金利が上昇すれば黒い実線の利払い費が大幅に増えることとなります。

45ページ、国民負担率の国際比較を見ますと、日本は例えばフランスやスウェーデンなどのいわゆる高福祉の国々と比べて低く、米国と比べると高いことが分かります。財政や社会保障の仕組みを持続的なものとしていく必要がございます。

46ページ、経済の見通しについて、2023年度のGDP成長率は実質で1.6%程度、名目で5.5%程度と見込まれています。2024年度のGDP成長率については、デフレ完全脱却のための総合経済対策の進捗に伴い、個人消費や設備投資等の内需が牽引する形で実質1.3%程度、名目3.0%程度と見込まれています。

47ページ、左の図のように消費者物価上昇率はバブル崩壊以降低下し、一時的に上昇する局面は見られたものの、ゼロ近傍で推移してきました。しかし、近年は物価上昇の広がりが見られるなど局面の変化が見られます。長期金利は右の図のようにバブル期以降、景気の低迷や物価上昇率の低下を背景とした政策金利の引下げに連動する形で低下し、異次元の金融緩和以降はゼロ近傍で推移していました。足元では2022年以降の海外金利上昇等を背景に上昇傾向にあります。

48ページ、経済の中長期的な展望について、内閣府の中長期試算におけるベースラインケースでは、中長期的に実質・名目ともに0%台半ばの成長。成長実現ケースでは中長期的に実質2%程度、名目3%程度の成長が見込まれています。

49ページ、財政についてですが、国・地方のプライマリーバランス対GDP比については、いずれのケースにおいても2025年度に赤字が残りますが、成長実現ケースでは歳出効率化努力を継続した場合、2025年度のPB黒字化が視野に入ります。

50ページ、EBPMについてです。EBPMの取組については、政府全体として徹底強化

を図ってきたところですが、税制に係るEBPMについても令和6年度与党税制改正大綱において行動変容を促す税制措置の効果分析等、EBPMの取組は着実に強化することとされています。

51ページ、デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行に向けた税制面での対応として、直近の令和6年度税制改正の背景について御紹介します。昨年の与党税制改正大綱の基本的考え方には、30年ぶりの高水準の賃上げ、過去最大の民間投資など、日本経済が動き始めた中でデフレ脱却・構造転換に向けた千載一遇のチャンスを見逃さぬようにすることが記載されています。

52ページ、今後の個人所得課税のあり方については、年金課税や退職所得課税のあり方、次の53ページには、人的控除をはじめとする各種控除の見直しについて検討を行う旨の記載がなされております。

54ページ、最後に、令和6年度税制改正の全体像を紹介いたします。先ほど御説明した基本的考え方の下、デフレからの完全脱却に向けて、物価上昇を乗り越える構造的な賃上げと成長力の強化・高度化に資する投資の拡大をすることで、消費と投資の力強い循環につなげていくべく、所要の措置を講じています。

最後、55ページ、物価上昇を上回る賃金上昇の実現を最優先の課題としつつ、人口減少、経済のグローバル化など、国内外の経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直しを実施しております。

以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、これより皆様方から御意見をお伺いできればと思います。本日は皆様方の御意見を幅広くお伺いすることを主眼に置いておりますので、必ずしもお手元の資料や税制の直接対象とする内容に限らず、皆様の専門分野や実務面の視点からの御意見あるいは御関心を寄せられている経済社会の動きなども含めて自由に御発言をいただければと思います。

挙手いただいた順に指名をさせていただきますが、委員の出席可能な時間の御都合の関係で前後する場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

また、本日は大変多くの方に御出席いただいておりますので、誠に恐縮なのですが、御発言は一人当たり大体3分ぐらいをめどに御発言をいただければ大変幸いです。

それでは、赤井特別委員、お願いいたします。

○赤井特別委員

税のあり方について、たくさん項目があり、議論していくことはたくさんありますが、私が感じているところで見ると、法人税に関して今、特にやるべきことがあると思います。日本は円安で輸出は好調ですが、なかなか日本の中でその豊かさを実現

できてないということもあり、今後、人口が減少する日本において強い日本になっていくためにもイノベーションと人材育成を促すため法人税の政策の在り方の検討が必要だと思います。

そして、必要な法人税の政策として4つありますが、まず1つ目には、租税特別措置の効果測定を踏まえたスクラップ・アンド・ビルドで、実際に租税特別措置の効果がどのくらいあるのか、将来に向けてイノベーションや人材育成を促すようになっていくのかをもう一度見直す。

それから、2つ目、特に言われている賃上げです。収益を上げていながらも、なかなかそこで働いている人の満足度が上がらない、人材が育成されないということもありますので、賃上げを促す税制であったり、人材育成を促す税制。

そして、3つ目が、変革が進まない企業ということで、収益を上げていても古い体質であって将来性がなかなか見込めない企業や、儲かっていてもなかなか賃上げにつながらない企業、変革が進まない企業には少し重い税をかけて、変革が進む企業に再分配していく、そのような税制のあり方。

そして、4番目が、企業救済です。どうしても収益が悪いと企業が潰れてしまう、そのときに救済しようということになりますが、その救済的な措置の意義の再確認。あとは起業、会社を起こすという意味での起業を促すような税制、それらが、法人税の視点で、重要だと思います。

最後に、EBPM。1ページだけ書かれています。歳出のほうではいろいろと議論がありますが、税制に関してもすべきこと、できることはたくさんあると思いますので、そこは経済学者として、経済学の分析なども通じながらEBPMの議論を盛り上げていければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、次に、土居特別委員、お願いいたします。

○土居特別委員

御説明、どうもありがとうございました。この資料にも記されているところを改めて私としても重要な点を4点ほど申し上げさせていただきたいと思います。

まず、前の任期の政府税制調査会中期答申で打ち出された租税の十分性という概念は今後も重要であると思います。特に税収を上回る歳出をずっと出し続けている今日において、税収の基盤を強化するとともに、しっかり現世代が恩恵を受ける歳出の財源を現世代が負担をしていくということを必要としていると思いますので、そういう意味で租税の十分性を満たすような税制のあり方というのを議論していく必要はあると思います。

その際、45ページに資料がありますが、国民負担率が上がることに対する懸念は

国民の間でも相当な意識の高さがあると思います。もちろん、私もむやみやたらと負担率を上げるべきではないとは思いますが、歳出の財源が十分に租税で賄われてないところも国民負担率のあり方を考えるときには重要だと思います。

特に巷間では、これが「五公五民」のような言い方をされていて、50%の国民負担率は負担が重いというような、江戸時代の年貢ではあるまいしという議論があります。江戸時代と今日では全く訳が違い、今日は社会保障でその税収が国民に還元されている。江戸時代は殿様やその家来が禄をはんでいるということがあったのかもしれませんが、今日は全く違いますから、単に負担させられるだけで何の恩恵もないということはないわけで、社会保障等で国民は見返りが返ってきます。

その意味では、負担をお願いすることについて、国民に十分に御理解をいただけるような政府ないしは我々からの国民に対する理解の浸透をさらに進めていく必要があるように思います。特に消費税にまつわる負担は忌避感が強いところがありますが、消費税の負担がどういう形で国民に還元されているかを丁寧に、かつ十分な説得力を持って国民に対して働きかけていくことはますます必要だと思います。

また負担率さえ上がらなければ今の税収の構造でいいという考え方も、これも大変問題が大きいと思います。

今の税の負担は現役世代に負担が偏りがちであるということは非常に改善すべきだと思います。消費税はむしろ若いも若きも負担を分かち合うという性質を強く持つ税であるということですから、負担率さえ上がらなければそれでいいという見方もやはり問題があって、税制の構造をどういうように現代的に改めていくかということも併せて議論する必要があると思います。

それから、52ページで、これは与党の税制改正大綱の文言ですが、退職金や私的年金、公的年金の老後を支える所得保障の仕組みということで税制にまつわる部分についても言及がございます。大変重要な点を指摘していると思います。

ただ、いきなりこれを抽象的に取り上げると何かと負担増につながるというように疑心暗鬼になってしまうことがありますから、丁寧な議論として、より客観的な数字を持って、どういう形で現在の今の仕組みでの負担になっていて、特に給付が一時金払いであるか、年金払いであるかによって税の負担が変わってしまっているところも丁寧に数字を見せながら議論していったら、どういう形で老後に所得をもらうときに課税されていて、その負担がどういう形になっているか、願わくば税制をより中立的なものにするという形で変えていく姿をこの税制調査会でも何らかの議論が進められるといいと思います。その際には、まさにエビデンスを持ってということですので、EBPMの考え方をこういったところにも反映していくことが重要かと思います。

私から以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、次に、芳野特別委員、よろしくお願いいたします。

○芳野特別委員

日本が抱える構造的な課題に正面から向き合い、将来にわたって持続可能な社会を実現していくためには、現在の税制を公平、中立、簡素の観点から抜本的に見直し、税による所得再分配機能をより高めていく必要があると考えます。そのためにも、経済社会の構造変化等を確認する本日の機会は非常に重要であり、今後、具体的な税制の議論を深めていくに当たって留意すべき点を4点申し述べたいと思います。

まず1点目は、デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行についてです。民間企業においては、中小企業も含め30年ぶりの高水準での賃上げが実現しています。連合はこの流れを持続させ、デフレからの完全脱却を図り、経済社会のステージ転換を図ることが重要だと考えています。そのためには、少子高齢化、人口減少、格差の固定化など、我が国が抱える構造課題の解決に向けて税による所得再分配機能を強化する必要があります。特に世帯構成の変化や、働き方・ライフスタイルの多様化など、社会構造の変化に着目し、担税力、経済力、世代間の公平性を重視した税制の抜本的な見直しが必要であると考えます。なお、その前提として、社会保障など財政面での改革も不可欠であることを申し添えます。

2点目は、格差をめぐる状況の変化とその真因についてです。格差をめぐる変化の一例として、資料内に世代別の金融資産の分布状況が示されていますが、日本の家計の金融資産の多くを高年齢世帯が保有する状況のみでは課題の真因に迫ることはできません。重要なことは、若年層から中年層が金融資産を持っていない状況の分析であり、少子高齢化の進展によるものなのか、もしくは世帯構成の変化や長く賃金が上がらなかったことが影響しているかなど、エビデンスに基づいた議論を深めていくことで実効性ある施策が立案できるものと考えます。

3点目は、税に対する国民の納得感の醸成です。持続可能な経済社会の実現に向けた税制のあり方について議論を深めていくためには、国民の税に対する信頼と納得が欠かせません。具体的には、国民負担率は単に主要国と対比するだけでなく、日本ではどうあるべきかを分かりやすく示していくべきだと考えます。

4点目は、デジタルの活用です。諮問にもあるとおり、デジタル化を税制において進めることで、税の公平性を高め、納税などの手続を簡素化していくことが可能となります。特にマイナンバーを活用して所得補捉を行い、効果的、効率的な低所得者への支援策として給付つき税額控除の仕組みを構築していくことは日本の諸課題を根本的に解決するために必須であると考えます。税制以外にもまたがる広範かつ省庁横断的なテーマですが、今回の税制調査会で議論を前進させていくべきだと考えます。

以上でございます。

○翁会長

どうもありがとうございました。

それでは、次に、井伊特別委員、お願いいたします。

○井伊特別委員

私からは2点です。

1点目が、今回の資料でジニ係数や所得階級別の所得税の負担率の資料がありますが、税と保険料を合わせたトータルの負担を所得別に見ているものがないので、ぜひ次回は用意をしていただければと思います。

2点目ですが、21ページの開業率、倒産率、全体の代謝率の図ですが、例えば英国は、社会保障が職業の有無や種類に影響を受けにくいのでセーフティネットとして機能しており、リスクが取れるというようにも考えられます。一方で、日本が非常に低いのが気になっていて、これは俗に言われているゾンビ企業が生き残りやすいような税制を含め何か政府の支援が大きいのではないかと思います、事務局ではどのように分析されているのか教えていただければと思います。

以上、2点です。どうもありがとうございます。

○翁会長

ありがとうございます。後ほど御質問につきましては事務局のほうから御回答いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、次に、足立委員、お願いいたします。

○足立委員

私からは、高齢者の所得保障と税の中立性と再分配から意見を述べたいと思います。

まず、長寿命化を背景に支給開始年齢の引上げとマクロ経済スライドによって公的年金受給額が実質的に目減りする中で、老後を含めた生活保障を国の支援のみに依存することは難しくなってきました。その代替として、高齢者の就業継続、企業年金や個人年金等の私的年金、例えばNISAやiDeCo等の資産運用を促す社会動向を背景に、高齢者自身の自己責任の意識が高まりつつあります。

ただ一方で、高齢期の格差拡大も留意していく必要がございます。そのような動向を見据え、高齢期の経済基盤強化を妨げない税の中立性と必要な方に必要な支援が届く税・社会保障再分配のあり方がいま一度問われていると思います。例えば個人所得税です。この点について3点、意見を伝えたいと思います。

まず1点目、多様化する高齢者の働き方をゆがめない税制度を目指した給与、退職一時金、年金給付間の税負担のバランスの確保が重要になります。

2つ目に、適切な所得再分配機能の実現に向けた分離課税分も含めた税負担や所得控除のあり方の検討も求められてきます。さらに、これらを実現するために、やはり税・社会保障の捕捉率を上げていくことになります。つまり、納税環境の整備も重要になります。

以上が私の意見になります。

○翁会長

ありがとうございます。

それでは、次に、寺井特別委員、お願いいたします。

○寺井特別委員

私からは2点、申し上げたいと思います。

一点は、配偶者控除についてです。働き方の選択に中立的な税制の改革を推進していく必要があると思っており、特に配偶者控除については、これまで労働あるいは労働力移動を抑制するディスインセンティブになっている点が注目されてきたと思います。

もう一つの視点として、どのような控除が適用されるかは収入だけでなく、配偶者の有無にも依存して決まっているという点も留意すべきだと考えます。主な働き手が家族を扶養することで生じる税負担能力の低下に配慮する意図で導入された制度だと思いますが、女性の労働参加が進んだ今日にあっては、果たして年収の壁をつくる税制が同じような稼働能力のある納税者間の公平性にかなうのかという点について改めて考えてみてはどうでしょうか。

もう一点、金融所得課税についてです。所得税の再分配機能の維持、応能負担による公平性の確保、政策経費の財源調達といった税に望まれる役割を考えますと、所得税体系における金融所得課税の位置づけを改めて確認してはどうかと考えます。その際、投資促進政策との関係を意識すべきであろうと考えます。新NISAのような家計の安定的資産形成の支援策、スタートアップを支援する各種税制、金融資本取引市場の活性化政策など、これらの政策の効果をできるだけ妨げないで成長と分配という2つの目標を両立できるような金融所得税制のあり方を検討してはどうかと思います。

以上です。

○翁会長

どうもありがとうございました。

それでは、次に、武田特別委員、お願いいたします。

○武田特別委員

3点、申し上げます。

1点目、生産性上昇についてです。この春の春闘では、現時点の集計として5%を超える大変高い伸びが観測されています。これ自体はとても望ましいことですが、物価の伸びを上回る実質賃金が持続的な上昇を示していくには、生産性の上昇が必要と考えております。そのためには、言われて久しいですが、新陳代謝と円滑な労働移動の促進が不可欠だと考えております。

新陳代謝についてはグラフでも代謝率の低さが示されており、これには様々なことが影響を及ぼしていると思いますが、少なくとも足元で名目賃金が上昇してきたことにより新陳代謝は高まる方向にあると考えてます。

企業の価格上昇がこれまでのゼロから2%、3%となることで、価格設定行動が変

化してきています。多様化により、付加価値を高め、それに見合った値づけをすれば、といった動きが広がれば、付加価値の生産性上昇に資することになり、生産性上昇という面ではプラスだと考えてます。

一方で、円滑な労働移動、付加価値が上昇するところにいかに人が移動するかが次の段階として必要ですが、働く場所、働く長さの選択に税制が十分中立的かと言われるれば、まだ課題を抱えている状況だと思います。国全体として実質賃金を上昇させるためには生産性上昇が必要であり、人々の働く姿勢に税制が作用しないという観点でぜひ丁寧な議論が進められればと思います。

2点目、格差についてです。ジニ係数のグラフを拝見いたしますと、税と社会保障によって再分配機能が働いていることが理解できました。一方で、金融資産に着目いたしますと、単身世帯だけではなく、夫婦で見ても高齢者の中にもかなり格差があることがわかります。年齢で一括りに捉えがちですが、年齢だけではなく、応能、特に所得だけでなく、金融資産も踏まえてこうした点に着目した制度設計をどう検討していくのかが論点の2つ目ではないかと考えます。

3点目はEBPMの重要性です。税制でも賃上げや設備投資などオープンイノベーションを促進するために様々な制度の工夫がなされました。それ自体は必要なことだと思いますが、これまで本当に効果を発揮してきたのか。ここは一旦立ち止まってPDCAを回して、効果があるものは続けて、効果がないものについては見直していく、あるいは形を変えていく。そうした取組も必要だと思います。

以上です。ありがとうございます。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、吉村委員、お願いいたします。

○吉村委員

私からは所得税のあり方についてコメントしたいと思います。

資料でお示しいただきましたとおり、働く主体、また、その働き方も非常に多様化している状況です。また、資産の保有状況というのも二分化していることで、現在、所得税においては、どの所得分類か、あるいは所得の種類が何に該当するかということによって税負担が異なるという状況が生じておりますが、こういった状況を解消して、なるべく所得税としては簡素な負担を目指していくという方向が適切ではないかと考えております。その上で、社会保障給付等を統合した視点で全体としての再分配を考えていく、その中には給付も含めて考えていくという方向が望ましいと思っております。

これに追加で申し上げますと、地方税につきましても、地方活性化の視点とともに地域をこれからどう維持していくかが非常に重要な視点だと資料から分かりました。これまで平成13年に改正されて以降、課税自主権が非常に強調されてきた上での地方

税のあり方の模索というのがありますが、今後はこういった形で地方の本当の自主権、地方の自主的なあり方というのをどのような形で確保していくのが望ましいかを再検討していく必要があると思います。

以上です。

○翁会長

どうもありがとうございました。

それでは、次に、奥平委員、お願いいたします。

○奥平委員

私からは、労働市場の流動化を通じて個人がスキルアップし、成長する昨今の流れを妨げることをしない制度をつくることを強調して申し上げたいと思います。転職で損をすることをしない税制度をつくるべきだと考えております。

お話の中には勤続年数20年を超える部分について、実際にそういった控除の対象になっている方がどれくらいいらっしゃるのかというお話をされる方もいらっしゃいます。ただ、有識者の立場といたしましては、実際にそれがどういった人々、どれくらいの何%の人たちに影響を与えたのかという点だけではなく、制度自体が人々の働き方への価値観や期待を作る点を強調してお伝えしたいと思います。結果としての一次的なエビデンスに加えて、人々の働き方、価値観に作用する税制度を意識しながら、労働市場の流動化を念頭に置いた税制度をつくるべきと考えております。それがまず1点目です。

もう一つ申し上げたいのは、人々の働き方に対して中立的な税制度をつくるという点がございまして。既に税制上、103万円の壁は消失しておりますが、公的な複数のデータを確認いたしますと、103万円前後あるいはその下のところで調整しながら働かれている方が非常に多くいらっしゃいます。

こういった税制の問題があることは、昨年、ノーベル経済学賞を受賞されたクラウディア・ゴールドフィン氏が、日本の女性は短い時間働いている非正規の比率が非常に高いという点をあえて名指しで挙げておられることとも、繋がりをもちます。既に税制上で壁がなかったとしても、制度自体が人々の価値観を変えてしまった、短く働くことがいいことなのだという、何となくそういった雰囲気をつくってしまった。これに対して、税制度上、既に103万円の壁をなくしたからといって、それで終わりではいいのかという点についても考えるべきポイントにあるのではないのかと思います。より本質的には、個人所得課税の配偶者控除、特別扶養控除が本当に所得再分配の機能を果たしているのか、本当に困った人たちを助けているのか、別にいい制度があるのではないのか、そういったことについてエビデンスを通じて丁寧に見ていく必要があると考えております。

以上、労働市場の流動化を通じた動きを妨げるべきではないと、個人の成長を妨げるべきではないという点が1点目。人々の働き方に対して中立であるべきだという点

が2点目。丁寧なエビデンスを通じて所得再分配機能を確実に確認するべきだという点が3点目になります。

以上になります。

○翁会長

どうもありがとうございました。

それでは、飯島委員、お願いいたします。

○飯島委員

専門外からの抽象的な意見にとどまりまして恐縮ですが、短く3点、申し上げたいと思います。

まず、経済社会の変化への対応は、持続可能性を一つのキーワードとしてあらゆる分野で模索されていると思います。その中で税制は固有の原理を持っているように思いまして、例えば歳入と歳出を法的に切断する、費用調達と用途決定を切断するというものも一つの原理かと思います。ただ、私自身、現時点ではそういった切断した中で公平性を考えるのはぴんとこないところもございまして、法的仕組みの中で組織・手続・基準といった作用の仕組みと資金の流れを総合的に捉えるという視点も持ちながら、可能な範囲で制度設計を考えていけたらと思っております。

2点目は、公共的活動の担い手が多元化、多様化していることとの関係です。例えば地方自治の分野においては、各地方公共団体が総合行政主体としてフルセットで行政サービスを提供するという考え方はもはや立ち行かなくなって、地方公共団体間の広域連携や狭い区域での地域住民の狭域自治、事業者との公私協働など、こういった形態で様々な主体が公共的活動を担っている。そうした活動に必要な財源の調達、配分をいかに調整していくべきなのかといったことも考えてみたいと思っております。

最後、デジタル化についてです。デジタル化は具体的な活動や事象のレベルで大きな横断的な影響を及ぼしていますが、少し遡って基礎的な概念のレベルでも考えていきたいと思っております。住民概念もそうですが、事業者も、また、人そのものも変容を受けている。それは税制のあり方も影響を受けますし、税制のあり方がそちらに影響を与えるということもありますので、そうした基礎理論というものも考えながら議論に参加させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○翁会長

どうもありがとうございました。

それでは、次に、熊谷委員、お願いいたします。

○熊谷委員

私からは大きく4点、申し上げます。

まず第1に、政府税調の役割として、グランドデザインを提示することが極めて重要です。少し大げさなお話をいたしますと、近年は物理学においても標準的な分析手

法であった要素還元主義的なミクロの素粒子の成り立ちを解明する方法論に対する懐疑的な見方が生じております。こうした観点からは、政府税調には、現在生じている個別の問題を解決する方策のみならず、様々な制度の相互作用などを踏まえた上で、歳入と歳出の一体改革、税と給付の一体改革、税と社会保障の一体改革、財政政策と金融政策の一体改革などに関するグランドデザイン、ビッグピクチャーをフォワードルッキングに提示することが求められています。

他方で、戦略は細部に宿るという言葉もございますので、制度の細部にこだわることも極めて重要です。要は我が国の将来を俯瞰してグランドデザインをしっかりと提示した上で、鍵となる各論の部分についても徹底的にこだわるような議論を行うことができると考えます。

第2に、私個人の意見として、我が国が将来的に目指すべき社会像の根幹を一言で申し上げれば、活力と安心・安全のバランスの取れた公平な社会だと考えます。まず産業、企業の新陳代謝を進め、生産性の高い分野に労働資源などを円滑に移動させて、労働生産性や潜在成長率を高めるなど、自立した個人の集合体である日本社会には活力があふれていなくてはなりません。

他方で、リスクテークした国民が仮に失敗した場合でも、何度でも再チャレンジできるセーフティネットがしっかりと整備されており、貧困の連鎖や格差の再生産などが決して生じないような、全ての国民がその境遇にかかわらず安心・安全に暮らせる社会であるべきです。

もう少し具体的に申し上げますと、配偶者控除、公的年金等控除、在職老齢年金制度、退職所得税制等の改革、撤廃や、フリーランスに関する税制の整備等、より大きな視点で申し上げれば10種類の所得に分類される所得税の体系に関しても働き方に中立的な税制という観点などから根本的な議論を進めるべきです。

また、基本的な政策の方向性として、企業を一律に救うのではなく、デジタル化をてこに、弱い個人に焦点を当てて、真に困っている弱い個人の命と暮らしを回るインクルーシブな政策に移行する必要があります。

第3に、公平、中立、簡素に加えて「税の十分性」に細心の注意を払うべきだと考えます。OECD諸国のデータを比較すると、我が国は租税負担率が極めて低い「小さ過ぎる政府」です。こうした観点も踏まえて、課税ベースの拡大は迅速に実現していくべきですし、最終的には我が国が「金利のある世界」に入ることを肝に銘じた上で、財政の健全化と経済成長をバランスよく両立できるようなタックスミックスのあり方を模索する必要があります。

第4に、デジタル化などをてこにして受益と負担をリンクさせる「見える化」を加速することが肝要です。最大の鍵になるのが税制に関するEBPMを推進する体制をしっかりと構築することであり、とりわけ原理原則に反する例外的な措置である租特に関しては費用対効果に基づいた定量的な検証が喫緊の課題となります。この点は政府に

対する納税者の信頼を高めるという観点からも本調査会における最重要課題の一つであると考えます。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、増田特別委員、お願いいたします。

○増田特別委員

税を負担します消費者におきましては、少子高齢化、グローバル化、デジタル化に伴いました消費者問題が発生していますので、お伝えしたいと思います。

消費生活センターに寄せられる相談件数は毎年90万件程度を推移していますが、中でも御報告にありましたようにスマートフォンの保有率が90%を超えてインターネット上のトラブルが目立っています。詐欺的なサイトから申し込んでしまって、単に商品が届かないだけでなく、返金すると言いながらキャッシュレス決済の知識がないことを利用してさらにお金を支払わせる手口、ダークパターンとも言える広告や表示によって誤解を生じさせて契約に至らせるケース、副業や投資という言葉が一般化している状況に乗じて、投資、副業というキーワードを使って詐欺的な取引に誘引するケース、能登半島地震の際に発信された誤情報に代表されるような誤情報による混乱、SNS上のなりすまし広告などによる被害が発生しています。また、シェアリングエコノミーなど、消費者と事業者との区分けが難しく、法律の適用の判断も困難になっています。

こうした状況にどのように対処すべきか大変難しい問題です。消費者による自己防衛では限界があり、消費者教育では対応し切れません。インターネット広告やSNS上の偽情報、誤情報に関しては広告会社による広告の審査、デジタルプラットフォーム事業者によるプラットフォーム上の安全性確保が何より必要と考えています。その上で初めてインターネット上で何が起きているかを知って、利用者のICTリテラシーの向上が効果を発揮するのではないかと思います。適切な消費者取引、適切な投資活動など、安心・安全な暮らしのための施策を期待しております。

以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、秋池特別委員、お願いします。

○秋池特別委員

手短に5点です。

まず1つ目、賃上げについてなのですが、もちろん政府としても色々と工夫をしていかないと、長く賃上げをしていけませんので進まないということはありますが、一方で、少子化していったら労働人口が減るという中で、企業としても人材の市場で人材を

獲得してくるためには賃上げをおのずとするというところもありますので、どこまでを市場に任せるのか、どこからは市場の外から力を少し加えて加速しなければいけないのかというところをよく見極める必要があると思います。

2つ目に20ページの労働生産性です。これだけを見ると大企業が生産性が高く、中堅・中小は相対的には低いということになってしまっております。しかし、マクロの数字で見るとこうなるとは思いますが、この中には必ずしも付加価値や原価を適正に転嫁できていない中堅・中小企業もあるということも考えられます。生産性を上げる努力をしていかなければいけない企業は大小に関わらずないとは言えず、一概には言えないのですが、政府も含めて今、取り組んでいる適正な価格の転嫁が行われるとまた見え方が変わってくる場所もあるかもしれません。なかなかマクロの数字だけでは分からない部分ではあるのですが、そういったところも酌み取っていかなければいけないと思います。

3点目に地方の活性化です。地方には必ずしも大企業ではない、でも、地方、地域に根づいた優れた中堅・中小企業というものもあります。こういったものが無策の中に消えていってしまうということは非常にもったいないと思います。その事業を承継していくということも含めて考えていく必要があると思います。起業も大事なのですが、承継も含めて地域というのは考えていく必要もあると思っています。

4番目に45ページの図です。かねて議論があるところで、中福祉、もしかしたら高福祉なのかもしれませんが、中福祉で中負担というのは非常に説明が難しく、国民が取られる税金だけではなくて恩恵の部分もよく理解する必要がありますので、うまいコミュニケーションがあるといいと思います。

5番目にフリーランスが増えているというようなことも含めて現在の社会のありようや課題を反映させた税制である必要がありますが、本当に今日の資料、非常に優れていると思っております。ここから次のアクションを起こすときに現状だけではなくて、これが続くとこの先どうなるのかということも踏まえての税制であるといいと思います。一度決めるとなかなか変えることは難しいので、そうあるようにまた議論が進むとよいと思っております。

以上です。

○翁会長

どうもありがとうございました。

それでは、次に、宮永特別委員、お願いいたします。

○宮永特別委員

私のほうからは、デフレの脱却を完全に脱却というよりも定着させていかないといけないということがこれからの日本の社会経済におきまして非常に大事なことだろうと。そのとき、国内投資の拡大、賃上げのインセンティブ、こういう令和6年度の税制改正は非常にありがたく、企業サイドから見ても非常に効果があったと思っております。

ます。

ただ、先ほどもお話がありましたように生産性向上に関しまして、企業人として私も若干そういう面があったのだなと思います。確かにグローバル化の時代、長いグローバリズムの中でどちらかというと生産性向上というものを怠っていたわけではないのですが、海外投資、M&Aによる規模の拡大、そういう数量効果的なものがやはり短・中期においては非常に効果がある。そういうこともあってそちらのほうにかなり偏っていたのではないかと。

別の観点から考えましたら、非常に働く人々の生産性をどういうようにしたら向上できるのかという観点から、企業はどうしても大きく見てある程度蓋然的なものではぱっと片づけるほうが経営者としては簡単なのですが、例えばこれからの世の中が正直申し上げましてAIの問題しかり、サイバーセキュリティの問題がいろいろ絡んだ形でのデジタルトランスフォーメーションが進んでいる中で、人々の教育やリスキリングを時代により合った形にしていく中での生産性向上。そういうものはどちらかというと日本の社会のほうが進めやすいのかなという感じもいたします。

ですから、日本の社会は高齢者から若い若年層まで、その方々のその階層ごとに合った生産性の向上や、それから、次のステップとしてAIもデジタルテクノロジーも時代とともに進化、試行錯誤の中でいろいろな形での変化とか進化がなされますから、それに合うような形で、若い方たちにはもっと基礎的なものとかポテンシャルを高めながらいろいろな形を追求できるような形にしていくようなことを経営側も考えないといけないのではないかなというように感じております。理想論の面もありますが、やはりそういうことを考えないといけない時代に来ている。

もう一つは国内の知財というようなもの、イノベーションに対して、イノベーションボックス税制をずっと企業側もお願いしてきたわけですが、これができたことは非常にエンカレッジで、これからこういうところにも価値があるのだということで、それを改良しながらずっとメンテナンスすることによって、これも生産性を上げるための一つの大きな要素になっていくということを考えていけばいいのではないかなと。また、そういうように考えた経営をやはりデフレ、賃上げというような観点から考えていかないといけないのではないかと感じた次第でございます。

もう一つは少子高齢化、現実の問題でいろいろ進んでおりますが、これは全世代型の社会保障というものを考えたときの税制というか、成長と分配の好循環というのは同じように生産性の向上がベースにはございますが、そういうものを考える文化的なものとか社会的な人間の物事に対する考え方ということについて、もう一度、みんなで見つめ直す。

従来は若い方が年寄りを支えていただく。ただ、今やもう高齢者も含めて本当に社会全体で応能負担、社会全体が一つの社会だ、そのうえで公平な応能負担という概念をつくって、その中からもう一つは適切な給付と負担のあり方ということを考えてと

きには、どうしても少しそういう公平な応能負担制度ですよというときに、あと少し、やはり優しさも必要ですよという助け合いの考え方、そういう感情というものを大事にしていく、そういうようなことをこの税制の中にも考えていく。そういうことが発揮できるような社会保障制度と税の間の裏腹の関係が成り立つことが大事なのではないかなというように考える次第でございます。

以上でございます。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、次、中空委員、お願いいたします。

○中空委員

世の中では理系人材が欲しいですと言われていて、つい先般あるところに理系は100万円で文系は20万円に初任給をしたらどうかということを書いたら結構いろいろなところからお叱りを受けました。そんなのでは駄目だと言われたわけですが、でも、私が言いたかったポイントは、20万、100万というところではなくて、理系がそんなに欲しいのであれば価格調整機能を使いましょう、ということでした。税制や社会保障制度というのは同じで、人間の行動を変える可能性が高いと思っているので、この場でこれから日本が行く方向はどうあるべきなのか、それに対して、ちゃんと行動を取る方に向かえる体制なのか、ということを見ていくことが大事なのだろうと思います。

その意味で、働き方に中立な税制というのは何人もの先生がおっしゃっていたとおりです。また先ほど奥平先生のほうからはすごいよい説明を受けて感銘を受けていたのですが、そうでなくても税制や社会保障はいろいろなところで働き方を制約してきたと思います。これをどうやって変えていくのかもそうなのですが、これから出てくる新しい動きとしては、シニアに働いてもらいましょうというのがあります。

この間、ある大学で話をする機会をもらったときに、学生のほうから、もう年寄りと言っても全然年寄りの人が減ってきているし、どんどん働いているのだから75歳以上から高齢者にしたらどうかという提案があって、それも一つだななんて思った次第だったのです。つまり、私たちは随分と高齢者というものを規定して議論をしているのではないかというように思います。新しい働き方というのであれば、そもそも高齢者というのを考えながら、今現在の規定ありきで話すことは時代錯誤かもしれないというように思いました。少なくとも新しい働き方が妨げになるような税制というのは避けるべきであるというように思います。これが1点目。

2点目は、これからの日本が何で食べていくのか、競争力はどこにあるのかという点です。私は競争力に関してウェルビーイングをより強調してしまうので、最近、競争力、競争力と言い過ぎだと、これもお叱りを受けているのですが、それはさておき、短期的な視野で言えば、今回15ページで御紹介がありましたが、サービス収支、デジ

タル関連の払い超というのは続くと思います。一方、旅行収支のプラスというのは早晩、ボトルネックで止まってしまう可能性があると考えられます。こういった問題をどうやって短期的に収入超にしていくのか。プラスにするのは難しいかもしれないけれども、どれだけ減らさないかということは工夫する必要があると思います。海外の人たちからより多く取るにはどうしたらいいか、ありていに言うとそういう話もしなければいけないのではないかと考えました。

3点目の中長期的にはどうかということに関しては、34ページに書いてくださっていますが、気候変動対策及びGX投資です。これに関しては、私は物すごくメリハリをつけた優遇税制があってもいいのではないかと思います。本当に日本がここで競争力を確保して進めたいのであれば、早急に投資をしたくなるような仕組みをつくるべきだということに思います。そういったメリハリを利かせることで何を私たちは得ていきたいのか、それを見つけて方向性を示していけるような委員会になればいいなというように思います。

以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

次に、権丈委員、お願いいたします。

○権丈委員

私は社会保障という所得の再分配制度をずっと見てきたために、給付と財源調達を一セットにして見る習慣が身についています。したがって、財源調達のみを切り離して論じることはとても苦手としています。

例えば今回の子供・子育てのための支援金制度にしても、この給付はこれだけ世の中に意義があるという話を片方で懸命に行いながら、それとセットに新たな再分配制度がもたらす社会的便益と適合した財源調達の方法を考えていくということになるわけですが、給付は給付、財源は財源というように切り離して論じることは私には少々難易度が高過ぎます。今のような再分配国家、福祉国家全盛の時代に、絶対君主制の時代に生まれたカメラリズム的な国家の収入と支出を分離した形で議論すれば、支出側面で社会保障の悪口を言って、その悪い制度の負担を国民に強いるというストーリーにどうしてもなっていくのではないのかなと思っています。だから、五公五民キャンペーンに簡単にやられてしまうのだというのが私の去年見ていた様子であります。

消費税にしても、世間相場では逆進的だと問題視されているわけですが、みんなに平等に給付を行う社会保障のために消費税を使うとすると、負担マイナス給付のネットで見れば低所得者はマイナスの負担、高所得者はプラスの負担になる。そうしたネットの負担額を一人一人の所得で割った平均税率というのは、所得が増えるにつれてマイナスからプラスへと徐々に高くなっていく累進的になっていきます。したがって、逆進的と批判されている消費税を用いた社会保障目的税を充実すればするほ

ど、本日の資料27ページにあるジニ係数というのは小さくなっていきます。いいことではないかと前から思っていますが、なかなかみんな言ってくれない。

ピケティも言うように万人にかなりの拠出を求めなければ国民所得の半分を税金として集めるのは不可能ですので、財源調達側面だけを見ればピケティの国、フランスが付加価値税に頼ったように、万人が関わっていく社会保険も含めて逆進的とも言われる方法で福祉国家は運営していかざるを得なくなるのは当たり前のことです。

27ページですが、所得再分配調査を使ってくれているわけですね、私の世界ではとてもよく使うのですが、私はとても好印象を持っていて、人々の生活水準に関するものは当初所得から税と社会保険料を控除して、医療、介護、保育サービスなどの現物給付を含めた社会保障給付というものを加算した再分配所得ではないのかと日頃から思っている。だから、当初所得から税・社会保険料を引いた可処分所得、手取りというものを基準にして政策を論じるというのには違和感があるなど前々から思っていました。

5ページのところの子育てのところもあり、年少人口指数、老年人口指数を私も教材としてよく使っていますが、例えば1985年の半ばぐらいに我々が大学を卒業します。今と状況を比べてどちらのほうが学生は豊かな生活をしているか。あの頃は日吉の裏庭、雀荘は山ほどあるし、三田にもいっぱいあるという形で、全然豊かな生活をしていないのだけれども、どうも豊かになっている。これは一体、この指標というのは何を表しているのだというようなことを問うことによっていろいろと考えていく材料にしていくわけですが、税だけを切り離して考えるのが苦手です。社会保障を税と一体的に考える癖がありますので、どうもそういうようにいろいろと考えてしまうわけです。

主税局の人には私の言うことには違和感があるかと思われかもしれませんが、その辺りは社会保障という再分配制度を長く眺めてきたからしよるがないと、ダイバーシティの時代だからと諦めて大目に見てもらえればと思います。今後ともよろしく願います。

○翁会長

ありがとうございます。

それでは、伊集特別委員、お願いいたします。

○伊集特別委員

既に他の委員の方々から御発言があった内容と重なるところもありますが、私も税負担、租税負担率、あるいは税の十分性という重要な論点と、それに対する国民の納得や合意というところの重要性について少しお話しさせていただきたいと思います。

既に資料や御発言の中にもありましたが、日本の場合は、特にOECDなどで対GDP比で見ると租税負担率、社会保険料も含めた租税負担率などはこれまでOECDの平均以下で推移してきたというような特徴がありますが、一方で、国民意識調査と言われ

るようなISSPなどの国際比較調査などによりますと、その税の負担に対する国民の感覚、負担感、負担が高い、もしくは高過ぎると感じるような国民の割合は日本は相対的に高いという数字が示されてきました。これは租税負担率として見ると高いですが、その国民の主観的な負担率というのはさほど高くない、北欧諸国などの国とはかなり対照的な状況ではないかなと思います。

今、権丈先生からもありましたが、例えば逆進性の高い消費税なども使いつつも、一方で、ユニバーサルに社会保障だけでなく、公共サービスを給付することによる再分配機能がかかることによって、それに対する受益と負担のバランスというものがどのように生じているのか。逆に言うと、日本の場合は、負担はそこまで低くはないのだが、それに対する負担感は非常に強いというものがなぜ起きてしまって、そのミスマッチがなぜ起きてしまっているのかというところに対する意識、注意が非常に重要なのではないかなというように考えているところであります。

関連して、日本の場合、特に戦後は日本国内で割と国民所得を分母にして国民負担率というのを議論してくることが多かったかと思うのですが、その中でもそれを財政運営の中で抑制していくというのはかなり重要視されてきたわけでありまして。その中で、社会保障給付費などの増加に応じて負担の引上げが求められる場合は、できるだけ相対的に負担と受益の結びつきが強いと考えられる社会保険料の負担の引上げを選択するということが行われてきました。

ただ、その結果として、特にこの30年、40年の中で、日本は租税負担率あるいは国民負担率はそこまで高くないのだけれども、その中で社会保障負担、社会保険料の伸び率は最も高い国の一つになっております。結果として、社会保険料と税を含めた中での負担の逆進性が高まる一方で、それが国民の負担感の抑制には必ずしも寄与してこなかったというような現状があるのではないかとこのように理解しております。そのため、社会保険料と区別する形で税による財源調達あるいは再分配機能の強化というところに改めて焦点を当てる必要があるのではないかとこのように考えております。

もう一点、社会経済、経済社会の構造変化の中で特に人口減少、少子高齢化が進展するという状況にあります。先ほど申し上げた国民からの負担に対する合意というところを考えると、やはり国民の生活保障というところをしっかりと据えて考えていくということが、結果として国民からの税負担に対する理解や納得あるいは合意につながるという点が非常に重要ではないかなというように考えております。

一例ですが、教育の分野を見たときに家庭の社会経済状況に関わらない、子供の親あるいは若者の学びの機会の保障でありますとか、あるいはOECDなどで言うと、いわゆる労働市場政策に関わるような現役世代の学び直しの機会というのを保障していく、こういった政策を充実することは当然支出の増加あるいはそのための負担の増加というところにつながっていくところがあるわけですが、一方で、そういうように生活保障、機会保障をすることによって負担に対する合意が進むというところも考えられま

すし、一方で、そういう保障することが労働市場の柔軟化であったり、あるいは企業の生産、投資活動の活性化を後押しするというような視点にもつながってくるのではないかと思います。そういうところを幅広く見ていく必要があるのではないかと思います。ように考えております。

私から以上になります。ありがとうございます。

○翁会長

どうもありがとうございました。

それでは、次に、梶川委員、お願いいたします。

○梶川委員

前期の税調のときにもお話に出た部分で、土居先生が最初におっしゃられたのですが、私は税の充分性は重要な議題ではないかと思えます。個別の案件は多くの有識者、学者の先生がおっしゃられたところなので、私はもうそういう意味ではあまり学問的でないかもしれないのですが、そのときの議論の中に次世代の選択を可能にする一定の幅のある自由な意思決定のできる財政というものを我々の世代で維持していかなければいけないという議論もあったと思うのですが、この点、私は全くそのとおりだと思います。

見かけだけちょっとごまかしてはおりますが、多分この席で私がもしかしたら一番年を取っているのではないかというものに近い年代なのでございます。本当にパブリックサービスの提供のあり方を収入と支出を分けて考えるなんていうことはあり得ない話でございまして、やはり財源と支出の効果というもの、サービス効果をどのように考えていくかを考えなければいけませんし、まさに税と社会保障の一体性というのはいま当然のことなのではないかと思えます。

さらに、今の経済はインフレを常態化しようと思っているわけですから、デフレから脱却もある意味ではインフレが常態化してくるということをお願いしている。これは先ほど来、話題の金利ができた時代で、金利が生じるということは時間軸ができてきてしまって、非常に時間を急がないといけない。従来、金利がないと時間は無限にあるような、特に公的な収入、支出はつながっていればいいよねということなのですが、まさに金利という社会において非常にこのパブリックサービスの提供においてもある種、収入から見たハードルレートというものをきちっと整理しなければいけないし、そのハードルレートのためにEBPMというような手法で、これが収入に対して効率的な支出なのかというような点をぜひ考えていくべきではないかなという気はいたします。

その中で、総論的に時間がないことが最も言いたいところなのでございますが、まさにプライマリーバランスの話もあるのですが、金利がついたのだから財政収支で行こうという話ではないかなと思っております。

もう一つ、個別では全然ないのですが、社会保障と税の一体という中で、高齢者の立場としては、まさにこの高齢者に頑張ってもらおう話というのはメインフォーカスに

置いて、それに伴う各種の税制の問題、人的控除の問題、在職老齢年金控除の問題等々、税も含んで見直しもあると思います。

75歳という年齢以上の65から切ると今、39%ぐらい、高齢者になるのですが、75で切れれば16%ぐらいなのですね。私はもう高齢者というのは年齢上位区分20%ぐらいまでを高齢者と呼べばいい話で、60%ぐらいの人は働いていただいて、下の20%ぐらいの人に育っていただくと。20、60、20ぐらいで、上の20ぐらいを高齢者として年齢区分を切ると随分物の考え方も変わってくるし、65から75ぐらいまで調子の悪い方は多少休みを多く取っていただく、そのぐらい、日本人は特に働くのが好きなわけですからそういったことを前提に、少し素人っぽくしゃべっていますが、ぜひ制度を考えていただければ。

高齢者を支える現役世代ではなくて、高齢者が支える現役世代というか、高齢者が少子化を支えるべきなのではないかと思います。先ほど金融資産の配分においても、やはりもちろん高齢者という言葉で弱者になるというのはもってのほかで、どの年代でも困られている方はおりますし、どの年代でも元気な方はおられ、かつ資産を持たれているということでございますから、正確にフローとストックをきちっと整理した上で応能負担というのをぜひ少し年齢の高い方にしていただくような社会制度というのはこの税の中でも考えていただければというような気がいたしました。

すみません、取り留めのない話になってしまいましたが、そんなところでございます。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、國頭委員、お願いいたします。

○國頭委員

私は普通の医者でありますので素人的で申し訳ありませんが、税金の話とちょっと違いますが、日本の健康保険支出に関する2014年に出たIMFのワーキングペーパーを見てみますと、日本というのは非常に高齢者に手厚い。OECD23か国において年代別の保健医療支出、医療支出を計算したところ、40～44歳を1として80歳以上の高齢者に対しての一人頭の支出がOECDの大体メディアンでは4倍ぐらい、上位10%の国では6倍ぐらいなのですが、日本は7倍でトップである。また、ロングタームケアと書いてありますが、介護費用を60代後半の人に対する支出を1として、80代以上の高齢者に対してはOECDのメディアンでは大体10倍ぐらい、つまり高齢者には10倍ぐらい使っている。高い国で20倍ぐらいで、日本は31倍で断トツである。

その結果、1990年から2010年までの健康保険支出の伸びで言いますと、日本はOECD23か国の中の第3位でありまして、それはいいのですが、その伸びをブレークダウンして高齢化による要因によるものとそれ以外分解したとき、日本は高齢化による伸びというのは23か国の中で断トツ第1位なのですが、医療技術の進歩や技術革新、

医療の高度化、いい薬がどんどん出てくるみたいなことなどそれ以外の要因による伸びとしては23か国の中で大体真ん中ぐらい、もしくはそれよりちょっと下ぐらいということ。だから医療の進歩の還元を多少コンプロマイズしてまで高齢者に対して手厚い国であるということになります。

一人一人に対する高齢者に対して手厚くて、かつ高齢化が進んでいますのでそういうことになってしまうのですが、問題は、それにもかかわらず、日本は高齢者に優しい国だということをおそらく誰も思ってなくて、多分よその国も思ってなくて、我々自身も思ってなくて、世の中のおじいちゃん、おばあちゃんが霞が関のほうを向いて財務省さん、厚生労働省さん、ありがとうございますと伏し拝んでいるなんて話は聞いたことがありません。ということは、誰よりもいっぱいお金を使って誰からも感謝されないのはやはり使い道というか使い方がずれているのではないかと、そういうように思った次第です。

以上です。

○翁会長

どうもありがとうございました。

それでは、櫻井特別委員、お願いします。

○櫻井特別委員

私はジェンダー平等の実現を目指し、課題解決に取り組む若者を全国で育成する団体の代表をしております。また、こども未来戦略会議の委員のお役目をいただき、30歳未満の若い人たちの声を政策につなげております。税の専門ではないのですが、日々感じております課題について、特に若者の視点、ジェンダーの視点から少し申し上げます。

まず少子化をめぐる状況です。若者が結婚や子育てに希望が持てない日本の状況は様々な調査や指標が明らかにしており、結婚や子供を選択しない理由は様々です。ただ、私がちょっと若い人を全国的で調査しましたら、子供はコスト、特に女性はキャリアか子供を選ばないといけない。そして、やはり女性が犠牲になる、自分の人生が生きられなくなる、お金がかかり過ぎる、そして、奨学金という名の借金を抱えているなど、少子高齢化やジェンダー課題など様々な課題がある中ですが、ジェンダー課題と密接なのは確実かなというように思っております。なので、私はジェンダー視点に立った税制や社会制度等の見直しが必要だと考えております。

先ほどからも挙がっておりますが、まずはやはりライフコースに中立的な税制の構築について、特に配偶者控除をめぐる課題についての解消が急務と考えます。権丈先生が座長をされている東京暮らし方会議の試算では、妻が出産で退職した場合と働き続けた場合を比べると、世代の手取り収入は生涯で2億円近い差が出る一方で、妻が働かないことによって男性が受けられる様々な税・社会保障制度、社会保険制度の優遇は全て足し合わせても34年間で640万円にしかならないとのことでした。目先の損

失がすごく大きく見えるため、女性側が就業調整を選びがちですが、むしろ就業調整によって生涯にわたって2億円放棄しているということはほとんど意識されません。若者もこういったことがあるというのは知らないと思います。そして、先ほどからも出ているように、まだ壁があるというように人々が意識として思っていると思います。

また、若年層のライフスタイルに合わせた社会制度が必要だと思います。現在の若年層は最終学歴が大卒以上の男女の数が既に半数となる世代になっています。そして、そのうち4割が奨学金という借金を抱えて労働市場に出ていきます。女性が離職せず自立した収入を得て、かつ希望する人は出産ができる社会制度づくりが必須です。

冒頭に申し上げた特に女性はキャリアか子供か選ばないといけない。そして、結局女性が犠牲になる。自分の人生が生きられなくなるといったような出産、子育てが罰になっている社会であってはならないというように思っております。第3号被保険者制度は、これまで専業主婦が多かった時代に非常に重要な役割を果たしてきたことは承知しております。しかし、今後、子育てしながら誰もが自分らしくあり続けられる社会をつくる上では、出産後のスムーズな仕事復帰を全力で支援するべきです。そのためにも、場当たりの児童手当の増額などの財源の工面のために税制を考え直す弥縫策的な税制改革ではなく、働き方改革など様々な分野で広く見通した税制改革を求める必要があると思っております。この配偶者控除につきましては、税制調査会等で何らかの議論ができるとよいというように思います。

以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

次に、諸富特別委員、お願いいたします。

○諸富特別委員

私は税制上、最大課題の一つは、社会保障のファイナンスをどうするかというように思っています。その中で社会保険料、消費税といったことが議論されているとおりでして、私はもう権丈先生の御意見、パーフェクトに賛成なのですが、その上で、よりフェアな負担の仕組みというのを考えられないかという問題意識から少しお話をさせていただきたいと思います。

私が注目しているのは、全世代型社会保障構築会議において、子育て支援についても議論されており、その中で最近出てきている議論として金融資産を加味するという話が出てきていると思います。高齢者と現役世代の負担のバランスをどういうようにするか、より高齢者にやはり負担を求めて全世代で子育てを支援していくということが必要ではないかという認識が広がってきているというのが一つあると思います。それから、やはり社会保険料だけだと労働に対しての報酬に対してのみ賃金を課税するので、金融資産や、これはフローなのか、ストックなのかという議論はありますが、こういったところに対しても負担を求めていく必要があるのではないかという問題意

識が2つ目としてはあると思います。

社会保険料の中で金融資産を加味した対応はあり得ますが、もう少し税制としてもこの問題を引き受ける必要があるのではないかなというように考えていまして、そういう意味では、資料の33枚目で1億円の壁の話があるものの、基本的にこの構造は現在も変わらず残っているわけなのですよね。大変財務省のほうでも御努力されて、税制改正の結果として極めて高い水準の所得に対する負担適正化措置、いわゆるミニマム税というものが導入されたわけですよね。ただ、対象は僅か300人のはずで、税収予測も550億円ぐらいですよね。ですから、もう本当に極めて小さな象徴的な税制としてまずはこれが入ったと。

これ自体を私は高く評価をしておりますが、こういったものを今後どうやって育てていくか。というのは、アメリカではオバマケアが導入されたときに投資純利益税というものも導入され、金融資産課税が行われて、社会保障のファイナンスに使われるようになってきております。フランスでは一般社会拠出金という形でやはり金融資産所得やキャピタルゲイン等に対する課税が行われるようになってきております。

消費税というのも有力財源になることはもちろんなのですが、こういった形でより応能的に、そして、高齢者と現役世代の間をフェアに負担していく。そして、当然応能的な負担構造ということで考えると社会保険料と消費税という主たる負担に対して補完的に金融資産に対して、金融資産を含む今回のミニマム税、より幅広い閾値3億3000万円というところで税率22%、最低税率を課すという、こういったものをどうやって育てていくかという視点から閾値をより下げたり税率を上げたりといったことを検討していく必要はあるのではないかなというように思っています。

以上でございます。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、次に、矢田委員、お願いいたします。

○矢田委員

30年ぐらい前なのですが、私の父親も政府税調の特別委員をやっており、その当時の答申などを拝見したのです。それがこれで、平成5年、93年の11月の答申で、この10月にうちの父は亡くなっており、この答申自体最後は絡んでないのですが、加藤寛先生が会長で、サブタイトルが「『公正で活力ある高齢化社会』を目指して」となっていて、30年前なのです。

中身を見ると3つぐらい論点が出ていますが、高齢化社会を支える勤労世代に過度に負担が偏らないようにするために世代を通じた税負担の平準化を図り、社会全体の構成員が広く負担を分かち合う税制を目指すべきではないか。高齢化社会にも安定的な経済成長を持続させるためには、国民一人一人がその活力を十分発揮することのできる税制を目指すべきではないか。安心して暮らせる高齢化社会を構築するため

には社会保障などの公共サービスを適切に提供する安定的な税収構造を確保する必要があるのではないかと。この3つを論点に上げているのですね。

このアジェンダ設定は正しくて、全く今に通じるということが分かって、これはどうしたらよかったのかなと個人的にも考えてみたのですが、いろいろな経済情勢などこの30年間、あったと思いますが、やはり議論することだと思うのですね。いろいろなことはあるだろうが、すぐ時期尚早とかと言って議論を逃げないで、基本的に議論をし続ける。そうしたら、いいタイミングも来るかもしれないし、いろいろなことを考える。

その際に多分一番重要なのは、ちょっと言い方は悪いのですが、財務省の方の都合のいいデータを使っているのではないかと、みたいに国民の人は思いがちなところもあるので、メリット・デメリットをきちっと出した、公平なデータの下に議論していくような形の税調運営をしていただけたらなと思います。

以上です。

○翁会長

どうもありがとうございました。

それでは、次に、阿部特別委員、お願いいたします。

○阿部特別委員

私、東京の中小企業製造者の端くれで、まさにプレイングマネージャーですので毎日小さな会社の社長業を一生懸命やっている立場で発言をさせていただきたいと思えます。

今、矢田委員がおっしゃった、経済社会の構造変化を意識してということですが、要は30年間、何も変わってないということだと思いますが、それでも恐らく当然変わっていることがあって、税という意味で私的に変わった要因の一つは、高齢者が多くなったのはもちろんですが、裕福な高齢者の層が厚くなっていることはもう間違いないことと、それから、この資料にはどこにも出てこないのですが、訪日外国人の消費活動が増えていることと、もう一つはあえてDX、デジタル化が進んでいく中で場を物理的に日本に置かない仕事、商売が増えていること。この3つを大きな変化として意識した税制が必要というように思います。

共通して言えるかもしれないと思うことの一つは、入り口で捕捉しようとしてもうまく捕捉し切れないケースが非常に多くて、かつ入り口で捕捉しようとする逆インセンティブというか、やる気をなくす人が出てくるので、それで国外に出ていってしまうみたいな話になりがちですので、出口で捕捉をする。要は直接税よりも間接税的捕捉の仕方でもバランスをつけて変えていったほうがいいと思います。

特に訪日外国人の皆さんに安全で、すてきな日本を訪問していただいて最後まで楽しく自分のお国に帰っていただく間に、税負担をしないまま、お帰りになる。ここについては、地方税のみならず国税としても観光税的な、それは入り口で取るのか、ど

ここで取るのか分かりませんが、観光税的なものもあってもいいと思います。それから、これは社会保障とも関係するのですが、来日中にけがをしたり具合が悪くなった結果、日本の今のシステムだと放置しておくわけにいかないのに、何らかの治療をしたり手当てをするわけですが、そのままデフォルトが起きるケースが非常に多い。結果的に日本の国で真面目に仕事をしている私たちが負担をしており、今後、訪日外国人がどんどん増えるということであれば、それが国策の一つであれば、何らかの形で社会の経費の応分の負担をいただくような仕組みがあったほうがいいと思います。

中小企業者として私、日本商工会議所と東京商工会議所の税制委員長をさせていただいており、今日は時間が限られておりますので各論は避けたいと思いますが、ぜひこの税調で中小企業に何を期待していただいているのか、その辺についても先生方を中心にいろいろと御意見をいただきながら、私なりに必要な説明なり反応はさせていただきたいと思います。今季の賃上げ税制なり交際費課税の拡充なり、イノベーションボックス税制、永遠の課題である事業承継税制について、不備な部分もあるようですが、今後の会議でもってぜひ議論を深めていく機会がありますことを楽しみにしております。

以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、佐藤英明特別委員、お願いいたします。

○佐藤（英）特別委員

専門は租税法で、狭い領域で申しますと個人所得税と手続法の一部などを専攻しております。その観点から2点申し上げます。

52ページにある令和6年度税制改正の基本的考え方でアンダーラインが引いてある私的年金や退職給付のあり方は喫緊の課題であると考えます。本日の議論の早い時期に、土居先生から、丁寧な説明が必要である、EBPMを活用すべきであるというような御意見を頂戴して、全くそのとおりだと思います。さらに付け加えるならば、この問題は、大げさに言うと人の人生設計に関わる問題だと思います。退職金をもらっても、それに課税はないのだ、というのが普通の人の常識なはずで、仮にそれを変えることがあるとすれば、非常に長い移行期間や経過措置を必要とすることは明らかです。したがってできるだけ早く完成図を描いて、今からそこへの現実的な移行の道のりを検討していく作業に進んでいくことが必要だと考えます。

2点目は、今日の資料にはありませんが、毎年議論をされてきた納税環境整備についても毎年、それなりの優先順位をつけて議論をしていく必要があると考えます。特に公平感の維持という観点からすると、こういうズルをすれば税金を安くできるというようなことを考えつく人がいて、その情報がソーシャルネットワークサービスなどで一気に拡散するという時代になっておりますので、多少後追いになるとしてもきっち

りと納税環境整備を進めていって公平感の維持に努めることが必要であると考えます。
以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

次に、刀祢館委員、お願いいたします。

○刀祢館委員

まず昨年の6月の政府税調の答申の話から始めたいのですが、私も昨年度の委員会に参加いたしまして、昨年度の答申は重要な論点を幅広く網羅して中身の濃い内容だったと思います。一方、若干総論的な面もあったという印象がありまして、この答申を過去のものとする事なく、今後、この内容を発展させ、深め、提案として具体化させられるものはさせていくということが必要だというように思います。

その一つ、例えば租税の十分性という考え方が盛り込まれています。十分性とは何なのかを引き続き検討していくとよいのではないかと。その関連で、昨年度の答申に財政の持続可能性の問題、社会保障の財源としての消費税の重要性といったことについても指摘されています。これらのことを総合的に考えるために、社会保障料の負担がどうなっているのかということをも併せて見る必要があると思います。つまり、税制だけで見るとはなくて、社会保障と税の一体改革というのがかつてありましたが、そのような改革を考える時期に来ているのではないかと。必ずしも消費税の増税を前提とした議論というように社会に打ち出すことでなくて、まず社会保障と併せて考える中で税制の果たすべき役割は何なのかというのを位置づけていくということから考えてということではないか、そういう作業が必要ではないかと思います。

それから、所得税については前回の答申に、公平かつ働き方に中立な所得税という考え方があったと思いますが、これを引き続き考えていくべきだろうと。それから、法人税については租税特別措置についてエビデンスに基づいて検証して、必要の是非を見直していくことが引き続き重要だと思います。

さらに検討すべき追加的な論点として、独立財政機関の是非の検討を提案したいと思います。税制のあり方を考えるに当たって、その前提となる成長率や財政収支見通しなどの客観性を担保することや、実際に策定された政府予算の実施状況や効果を吟味することは重要だと思います。そのため、諸外国にあって日本にはない独立財政機関的なもの、日本に適合的な制度というのがあるのかないのか。予断を持たずにまず海外の事例を研究する。その結果、日本にふさわしいものがあるならば検討する、なければ見送る。どちらの結論になるかはともかく、まずは検討、海外の事例などを研究するというところから着手してはどうかと思います。

最後に、税制の大きな目的として、公平で活力ある社会の実現に資するということがあるかと思うのですが、活力を引き出すための税制とは何かということも意識して何か議論していければいいと思います。公平に関しては、一つは先ほどからもほか

の委員からも指摘がありますが、1億円の壁について、これまでに決まっている制度で十分なのかどうなのかということの検討も併せて必要ではないかというように考えます。

以上です。

○翁会長

どうもありがとうございました。

それでは、山口特別委員、お願いいたします。

○山口特別委員

私からは2点、話をしたく思うのですが、本日の資料を税制の財務省の方に御説明を最初に伺ったときに何て暗い資料なのだろうと正直思いまして、それは資料の作りとして、租税の中でも所得税を中心とするわけですから、人手が減れば税金の収入が下がりそうなニュアンスで全ての資料が書かれてしまう。それは過去の価値観が全てそういったところに依存しているせいではないかと。

もう少し日本として成長すべきところから正しく税金を受け取る。例えばインバウンドの話、そういったところから取るなど、もっと伸びているところからどんどん取って、逆に苦しいところには配分していくという、普通のことを何か書けないものかなと伺っていました。

高齢者から取るというように言うとネガティブですが、働ける方が増えたのだから働ける方から取る、たまたまそれが高齢者だった、そのように説明が資料としてできないものかと。全ての何歳以上が何%とか書かれてしまうと資料としてはネガティブになりがちですので、ぜひ何かポジティブに取れるような資料のまとめ方ができないかなと思います。

もう一点は、私、情報セキュリティーを専門としており、デジタルやDXの分野で語りをいたしますと、どうしても情報漏えいなどネガティブなことに行きがちでございますが、その理由は、この手のシステムを変更したときにはどうしてもリスクは伴います。リスクがゼロになるような設計ということは、どんなに注意したって人が絡むことですからあり得ません。何らかのシステムを作ったときは、いつもシステムとしてはPDCAを回して新しいシステムを少しずつ改良してよりよいものにしていくという考え方が必要で、そこの観点をぜひ盛り込んでいただきたいと。完全に安全なシステムを国が提供するから大丈夫ですというような表現はぜひ避けていただいて、リスクは伴うが、みんなで国としてよりよくしていくためには、少しリスクを取るが、少しまた新しくプラスになることがあるのだからとポジティブに行けるような資料のまとめ方や説明の仕方ができるようになるといいなといつも思っております。

以上でございます。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、岡村特別委員、お願いいたします。

○岡村特別委員

私も租税法を担当してまいりましたので少し法律の話に入るかもしれませんが、今日の事務局の御説明の中の43ページ、44ページで公債の話がありました。そして、調査課長のほうからは、財政法4条という規定のお話がありました。財政法4条がどういうように書いてあるかということ、国の歳出は公債または借入金以外の歳入をもってその財源としなければならないと。その後にはたし書とかがあるのですが、これが大原則でありまして、外国では憲法でこういうことを決めている国もあるわけです。

租税の十分性の話は前回の税制調査会でも随分熱く議論をしたと思うのですが、やはりこの問題が根幹にあります。そして、財務省設置法という法律があり、財務省は一体何のためにあるかということを決めている法律なのですが、その3条、任務と言っているのですが、財務省は健全な財政の確保、適正かつ公平な課税の実現と。こういうことが財務省の仕事であるということになっています。

この後ろのほうの適正かつ公平な課税の実現は、いわゆる納税環境整備の問題が特に大きく、それは佐藤先生が御指摘のとおりで、非常に重要な問題であります。同時に健全な財政の確保も考えていく必要がある。私たちはもちろん財務省の下で働いているわけではないのですが、しかし、総理からの御諮問の中にも財政健全化が書いてあったと思うので、これを考えていく必要があると思います。

社会保障と租税の一体的な見方ということが出てきていまして、私もそのとおりだと思いますが、例えば今年度の令和5年度一般会計予算、歳出・歳入の構成を見ると、大体日本は社会保障に歳出の32.3%程度を使っているというわけです。ですから、これが一番最大の項目であることは確かで、社会保障と租税収入を一体的に考えていく必要があると思います。しかし、2番目に大きな歳出があります。これは国債費であり、大体22.1%ある。ですから、社会保障との一体的な見方というのも重要であります。こちらとの間の関係もつけていかなければならない。そして、これは梶川先生がおっしゃったとおりですが、金利が発生しますから、時間の限定があって、期間のある期間の中でどうしても賄っていかなければならないのです。

今日の資料で例えば44ページを見ると、数年前まで財務省のホームページには、1家庭当たり幾らの借金がありますというようなことが書いてあって、コロナの前後ぐらいにペシミスティックな数字になるので、もう掲載されるのをやめたと思うのですが、要するに1000万とかそういうようなものが出てくるということです。

そして、国債費が二十何%、今後恐らく4分の1とかそういうことになってくると、私たちの税制のあり方自体が大きな制約を受けてくるということで、ここを早く解消するような方向でまず考えていく必要があるのではないかというのが私の考えです。つまり、この審議のあり方として、これは枠をはめられているというのではないのですが、総理の御諮問の中にも財政の健全化ということがございましたし、その方向性

で考えていく必要がある。様々な政策について、やはりこれからどういう評価がされるかということも十分考えるべきであると思います。

以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、清家会長代理。あとの方はまだ手を挙げてらっしゃらないので。

○清家会長代理

ありがとうございます。私はもともと中空さんと同じゼミの出身で、労働経済学の専門でございますので、その視点から少しお話をしたいと思います。

皆様の御意見、本当にうなずくばかりでした。そこで2点、コメントさせていただきます。一つは、誰もが税制を考える際にうなずくところだろうと思いますが、とにかく支え手を増やしていくことの大切さでございます。特に梶川委員、中空委員からありましたように、高齢者の人たちの増える中で、高齢者が支え手になるという考え方は大切だと思います。

その点で従来から政府の報告書やメディアなどでもよく15～64歳の人口を生産年齢人口という言葉を使って、その人たちが65歳以上の人を何人支えるかとかいうような議論をすることも多かったと思いますが、私はこれは如何なものかと思っていました。

と申しますのは、まず事実として65歳以上の労働力人口はもう既に900万人を超えていますから、あたかも65歳未満の人だけが生産活動を担っていて、65歳以上の方は生産活動を担っていないというようなイメージを与える生産年齢人口という言葉は事実として正しくない。またこれはこれからの日本のあるべき姿としても正しくないと思いますので、今回御説明のあった資料に生産年齢人口という言葉がなかったことは、とてもよかったと思うのですが、それでもまだ65歳以上人口という指標は出てくるので、そろそろ税制などを議論する際にも年齢指標という、特に65歳という切り方はそろそろ卒業していったほうがいいのではないかなというのが1つ目のコメントです。

もう一点は、働き方に中立的ということは大切で、再び高齢者の就労ということについて申しますと、退職金税制や公的年金等控除といったような退職金税制、年金税制と関連することです。ただ、これはもちろん働き方に中立的に変えていく必要がありますが、佐藤特別委員がおっしゃったように、急に変えるわけにはいかないわけです。つまり、そういう制度を前提に例えば企業は賃金制度をつくり、個人は生活設計をしていますから、準備期間が必要だ。だからこそ、早く検討を開始しなければいけない。先ほど矢田委員が言われたように30年前に父上の参加された税調で議論を始められたという歴史はそういう面ではとても大切だったと思います。

要するに早く検討を開始して早く制度改革をして将来に準備できるようにする。これは一体どのぐらい必要なのかということとはともかく、30年というのは十分な期間だと思います。実は私も40年ぐらい前に研究者以外は誰も読まないようなジャーナル・

アーティクルで在職老齢年金制度がいかに高齢者の就労を歪めるかということのエビデンスを出したのですけれども、その後、在職老齢年金制度は少しずつ改善されましたが、今でも存在しています。さすがに40年は長過ぎだと思います。ですから、早くと言ってもやはり10年、15年ぐらいのリードタイムは必要だと思いますが、そのくらい先にはこの制度は抜本的に変わるということを今から示す必要はあるので、特にそういう準備期間を必要とする制度改革についてこそ、ぜひ早めに検討して結論を出すべきであろうと思います。

以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

ほとんど手を挙げていただいた。すみません、太田特別委員、お願いいたします。

○太田特別委員

「経済社会の構造変化等について」ということで、大変大きなテーマであり、論点も個別に見ましても働き方の多様化や少子高齢化、そして、グローバル化、デジタル化といった難問ばかりでございます。これらの問題については、何か1つの処方箋で解決することはできずに複数の対策をミックスして対応することが求められているのではないかと感じております。そのような意味で税制に貢献できる部分はかなりあるのだと、そう考えておるところであります。

例えば少子化の問題では、税を軽くしてもそれが子供の数に直接影響するものではないかもしれませんが、税制が少子化対策の様々な政策の邪魔をせずに前に進めることができるのではないかと考えております。

また、働き方の多様化の問題も同様でございます。資料の13ページに、いわゆるフリーランスのことが書いてありますが、割合が非常に高くなっていることに驚いているところであります。フリーランスにつきましても、年末調整では完結できずにどうしても確定申告を要する方々が増えてきており、何らかの環境整備が必要であると思っております。

それから、格差の問題は大変大きな問題だと考えております。税制が格差の固定化を助長するような効果を持つことがあれば、改善していく必要があるのではないかと考えているところであります。

最後に、デジタル化であります。一昨年の税理士法の改正により税理士業務のデジタル化の推進が税理士法に規定されたところであります。税理士会では、税理士自身のデジタル化の推進のみならず、顧問先の企業のデジタル化に貢献することも税理士の大きな役割だと認識しているところであります。全国の税理士の働きによって定着のスピードがアップされるよう、そのためのインフラづくりのアイデアも今後とも検討していきたいと考えております。

以上です。どうぞよろしく申し上げます。

○翁会長

ありがとうございました。

あと3、4分で終わりたいと思います。法人税改革につきまして、井伊先生から御質問がありましたが、主税局河本税制第三課長、いかがでしょうか。

○河本主税局税制第三課長

ありがとうございます。

法人税に関しまして、いろいろ御意見いただきました。冒頭、赤井特別委員から4点いただきまして、効果検証が大事である、それから、特に賃上げへの効果、変革が進まない企業をどうするのか、救済措置というものをどう考えるのかということがございました。この4点に法人税を取り巻く問題が集約されていると思っております。

効果検証に関しましては、EBPMが大事だということを複数の先生からいただきまして、特に矢田委員からも公平なデータでどうするのかということ。

賃上げに関しても1.3兆円もの減収でございますので、しっかりと効果がどうなのかを見ていかなければいけない。

変革が進まない企業をどうするのかというのは、まさにメリハリをどうつけるのかということございまして、中空委員からもGX、DXというような御指摘はいただきました。

最後に、救済措置的な税制をどう考えるのかということ。これは特に今年度、中小企業税制の租特の期限が切れる年でございますので、そういった観点からゾンビ企業という表現が適切かどうかは分かりませんが、井伊先生の御指摘のあったような中小企業をどう考えていくのかも含めて今後御議論いただければと思っております。

○翁会長

ありがとうございました。

今日は本当に大変貴重な御意見、御知見を賜りましてどうもありがとうございました。私から一言だけ所感を述べたいと思うのですが、私も先般の答申にもあり、30年前も同じような答申の言葉があったというように伺いましたが、経済社会がこれだけ大きく変わっていく中で今を生きる私たちの世代、そして、これから生きていく子供たちの世代が将来に希望を持てるような公正で活力ある社会を実現するための議論を不断に行っていくことが大変重要であると考えております。

また、総理から頂いた諮問の冒頭には、デフレからの完全脱却と経済の新しいステージへの移行を実現するとの基本的考え方の下とありますが、私もこの長い間続いてきた低成長の時代を経てようやく経済の潮目に変化しつつあると感じております。政府税調においても、このような機に臨みまして経済社会の新しい局面も見据えて、公正で活力ある社会の実現に資する税制をどう構築していくのか、幅広い視点から皆様と一緒に考えていきたいと思っております。その際には増減税といった結論ありきの議論ではなく、今日も皆様から御発言ございましたが、まず経済社会の実態などをデ

一タで丁寧に見ながら議論していくことが大切であると思っております。

次回の議題につきましては、本日、委員の皆様から頂戴しました様々な御意見、御関心も踏まえながら検討させていただきたいと思っております。

また、今後の会議につきましても委員の皆様から随時御意見を伺いながら進めていきたいと思っておりますので、その点、事務局におかれましても御協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこの辺りで終了したいと思います。本日の会議の様態につきましては、この後、私のほうから記者会見で御紹介したいと思っております。次回の開催日時などに関しましては、正式に決まり次第、改めて事務局から御連絡申し上げます。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてどうもありがとうございました。

[閉会]